

回覧をお願いします。

定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせについて

1 事業の概要

令和7年度に定額減税に伴う不足額給付を実施します。

不足額給付は、令和6年度分所得税及び定額減税後の実施額等が確定後、定額減税並びに令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初の「調整給付」）に不足が生じる場合に、追加で給付を行います。

2 支給対象者

令和7年度個人住民税が神山町で決定される方（原則として、令和7年1月1日時点で神山町に住民票登録がある等）で次の不足額給付1、不足額給付2のいずれかに該当する方

注）ただし、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円を超える場合や低所得者向け給付金の受取をされている方は、給付対象外となります。

低所得世帯向け給付対象世帯の世帯とは、以下の給付金のことをいいます。

- ・ 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
- ・ 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- ・ 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

不足額給付1

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間に差額が生じた方

不足額給付1の対象となりうる方の例

- (1) 令和5年の所得に比べ、令和6年所得が減少し、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所）」となられた方
- (2) こどもの出生数、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」 となられた方
- (3) 当初調整給付後に税額修正があり、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加された方

～ 裏面へ続く ～

支給金額

不足額給付額＝不足額給付時における調整給付所要額（A+B）（万単位切上げ）－当初調整給付額（万単位）

支給手続き等

1) 当事業において神山町が支給要件・口座情報を把握している方

9月上旬頃より神山町から「神山町定額減税補足給付金（不足額給付）支給決定について」を順次送付します。**原則として、手続き不要**です。

(2) 当事業において支給金額、支給要件は把握しているが口座情報などを神山町が把握できていない方

9月上旬頃より神山町から順次「確認書」をお送りいたしますので、必要事項を記入し、返送期限（**令和7年10月17日（金曜日）当日消印有効**）までにご返送ください。

(3) 上記(1),(2)以外の方

対象者となる方からの申請が必要です。

必要事項を記入し、申請期限（**令和7年10月17日（金曜日）当日消印有効**）までにご返送ください。

不足額給付2

- (1) 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- (2) 合計所得金額48万円を超える方

支給金額

4万円（令和7年1月1日以前に国外に居住されていた方は3万円）

手続き方法

対象となる方から申請書が必要です。

必要事項を記入し、申請期限（**令和7年10月17日（金曜日）当日消印有効**）までにご返送ください。

※詳細が決まり次第、ホームページに記載いたします。

お問い合わせ先

神山町役場 健康福祉課

給付金係 （088）676－1114